

八尾市庁舎低圧分電盤主幹ブレーカー取替修繕業務仕様書

第 1 節 概 要

- 1 件 名 八尾市庁舎低圧分電盤主幹ブレーカー取替修繕業務
- 2 修繕概要 本件は、八尾市庁舎の低圧分電盤主幹ブレーカーが経年劣化により機能低下している可能性があることから、老朽化に伴う漏電事故が発生した場合に被害の範囲を最小限にするため、既設配線ブレーカーを漏電ブレーカーに取替を行い、庁舎の安定的な運営及び庁舎利用者の安全を確保することを目的とする。
- 3 設置場所 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号（別表 1 のとおり）
- 4 設置期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで
ただし、既設配線ブレーカーの撤去及び新設漏電ブレーカーの設置作業については、令和 8 年 1 月 12 日（祝）の午前 9 時から午後 5 時までの時間で行い、庁舎の設備に影響が出ないようにすること。
また、事前に八尾市（以下「発注者」という。）と作業手順等の協議を行うこと。
- 5 機器の報告 落札者（以下「受注者」という。）は、契約締結後（入札にあたっては落札者の決定後）直ちに、発注者に対して納入する機器を報告し、承認を得ること。

第 2 節 修繕範囲

本修繕の修繕範囲は、下記の項目とする。

（低圧分電盤の配置は別表 2 を参照、低圧分電盤の配線図は別表 3 を参照）

取替においては、既設配線ブレーカーと同等規格の漏電ブレーカーを設置すること。

ブレーカーの取替により、分電盤内の改修作業が必要な場合は受注者の負担とすること。

※ 1 既設配線ブレーカーは別表 4 を参照とすること。

※ 2 分電盤内カバーは、事前に発注者と協議の上、設置作業日以前に加工できるものとする。

なお、動作試験及びその他付帯作業についても修繕範囲に含むものとする。

○既設配線ブレーカー規格（三菱電機株式会社製）

(分電盤①)	(名称)	(型番)	
本館 5 階西分電盤	1 L 6	N F 1 0 0 - C S	2 P 1 0 0 A F / 1 0 0 A T
	2 L 3	N F 1 0 0 - C S	3 P 1 0 0 A F / 1 0 0 A T
	1 L 1	N F 1 0 0 - C S	2 P 1 0 0 A F / 7 5 A T

(分電盤②)	(名称)	(型番)	
本館 5 階東分電盤	2 L 9	N F 2 2 5 - C S	3 P 2 2 5 A F / 1 2 5 A T
	1 L 4	N F 1 0 0 - C S	2 P 1 0 0 A F / 1 0 0 A T

(分電盤③)	(名称)	(型番)	
本館 4 階西分電盤	2 L 3	N F 1 0 0 - C S	3 P 1 0 0 A F / 7 5 A T
	1 L 1	N F 5 0 - C S	2 P 5 0 A F / 5 0 A T
	1 L 5	N F 2 2 5 - C S	2 P 2 2 5 A F / 1 2 5 A T

(分電盤④)	(名称)	(型番)	
本館 4 階東分電盤	2 L 8	N F 2 2 5 - C S	3 P 2 2 5 A F / 1 2 5 A T
	1 L 3	N F 1 0 0 - C S	2 P 1 0 0 A F / 1 0 0 A T

(分電盤⑤)	(名称)	(型番)	
本館 1 階分電盤	2 L 7	N F 5 0 - C S	3 P 5 0 A F / 5 0 A T

(分電盤⑥)	(名称)	(型番)	
本館 1 階分電盤	2 L 2	N F 5 0 - C S	3 P 5 0 A F / 5 0 A T

(分電盤⑦)	(名称)	(型番)	
本館地下 1 階西分電盤	2 L 1	N F 5 0 - C S	3 P 5 0 A F / 5 0 A T
	1 L 1	N F 5 0 - C S	2 P 5 0 A F / 3 0 A T
	2 L 1	N F 5 0 - C S	3 P 5 0 A F / 5 0 A T
	1 L 1	N F 5 0 - C S	2 P 5 0 A F / 3 0 A T

(分電盤⑧)	(名称)	(型番)	
本館地下 1 階西分電盤	2 L 1	N F 5 0 - C S	3 P 5 0 A F / 5 0 A T
	1 L 1	N F 5 0 - C S	2 P 5 0 A F / 3 0 A T

(分電盤⑨)	(名称)	(型番)				
本館地下1階西分電盤	2 L 1	N F	5 0 - C S	3 P	5 0 A F /	5 0 A T
	1 L 1	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	3 0 A T

(分電盤⑩)	(名称)	(型番)				
本館地下1階西分電盤	2 L 1	N F	5 0 - C S	3 P	5 0 A F /	5 0 A T
	1 L 1	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	3 0 A T

(分電盤⑪)	(名称)	(型番)				
本館地下1階東分電盤	2 L 7	N F	1 0 0 - C S	3 P	1 0 0 A F /	1 0 0 A T
	1 L 3	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	5 0 A T

(分電盤⑫)	(名称)	(型番)				
本館地下2階西分電盤	2 L 1	N F	5 0 - C S	3 P	5 0 A F /	3 0 A T
	1 L 1	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	3 0 A T

(分電盤⑬)	(名称)	(型番)				
本館地下2階東分電盤	2 L 7	N F	5 0 - C S	3 P	5 0 A F /	3 0 A T
	1 L 3	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	3 0 A T

(分電盤⑭)	(名称)	(型番)				
本館地下3階西分電盤	2 L 1	N F	5 0 - C S	3 P	5 0 A F /	3 0 A T
	1 L 1	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	3 0 A T

(分電盤⑮)	(名称)	(型番)				
本館地下3階東分電盤	2 L 7	N F	5 0 - C S	3 P	5 0 A F /	5 0 A T
	1 L 3	N F	5 0 - C S	2 P	5 0 A F /	3 0 A T

第 3 節 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は「八尾市庁舎低圧分電盤主幹ブレーカー取替修繕業務」に適用する。
ただし、仕様書に記載なき事項については、発注者と受注者の協議による。

2 法令等の遵守及び官公庁等への手続き

- (1) 本件の履行にあたっては、本仕様書及び国土交通省が制定している公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）等関係法令を遵守すること。
- (2) 本件の履行に必要な監督官庁からの指示命令等を遵守すること。
- (3) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）の内容を十分に理解し、遵守すること。

3 関係書類

- (1) 受注者は、発注者が指示する書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 本業務において必要な諸官庁等への届け出手続きは、受注者の責において行うこと。

4 事故防止

受注者は、修繕関係者及び付近住民の生命・身体・財産等に危害や迷惑を及ぼさないよう必要な処置を講じるものとする。ただし、万一事故発生の場合は、迅速かつ適切な処置を行い、被害を最小限にとどめるよう努め、事故発生の原因及び経過・事故による被害の状況等について、速やかに発注者に報告するとともに、5 日以内に事故報告書を提出すること。

5 公害防止

修繕にあたり、機械等を使用する場合は、騒音規制法等に従うこと。
この場合において、これらの関係法令により届け出を必要とする場合は、受注者において行うこと。

6 修繕

- (1) 修繕に必要な機械器具及び材料等は、発注者の指示に従い、十分な数量を準備し、修繕作業上支障の無いようにするとともに発注者が不相当と認めたときは、速やかに取り替えること。
- (2) 受注者は、機械器具の搬出入及び据え付け場所や諸材料の置場等について発注者の承認を受けるとともに、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、修繕現場の写真（作業前・作業中・作業後）を撮影すること。
- (4) 受注者は、発注者が指示した場合は、施工図・施工計画書等を提出し承認を受ける

こと。

- (5) 受注者は、現在稼働している機器類を調査してこれら機器類に支障をきたさぬように注意を払い修繕を行うものとする。もしも支障をきたした場合は受注者の費用で修復するとともに、損害を弁償すること。

7 検査

受注者は、修繕が完了したときは、発注者の検査を受け、合格を得ること。

なお、検査を受ける場合は、修繕現場の写真を添付して発注者に提出すること。

8 契約不適合

- (1) 発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 発注者は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

また、設備機器本体等の契約不適合については、引き渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

9 機器類及び材料

本修繕で使用する機器類及び材料は、日本産業規格・日本電機工業会標準規格・電気規格調査会標準規格・日本電気計測器工業会規格などの規格製品で発注者の承認を得た製品を使用すること。

また、特殊な機器、材料及び指定に該当しないものについては、発注者と受注者との協議の上決定すること。